法

學

Ł

一橋學園における法學橋法學ということは次のような意味に使われる。

により研究せられる法學

В

橋學園(商科大學)においての教授および學生

D 一橋學園出身者によりて研究される法學C 一橋學問の傳統を擔う法學

て含む。以下において簡單のため、Aの 意味の 一橋 法部・東京商科大學を經て一橋大學にまで至った學園を總因みに一橋學園とは、商法講習所・東京高商・同專攻

東京大學・京都大學その他の諸大學と同様に有力な

吉 永 榮 助

する。一橋法學が盛になればDの意味の法學も廣く行わという問題になり、Cと密接な關係を持って來る。Cの場合にはただその特殊性が一橋の學問の傳統とその全の場合にはただその特殊性が一橋の學問の傳統とその全の場合にはただその特殊性が一橋の學問の傳統とその全の場合にはただその特殊性が一橋の學問の傳統とその全の場合にはただその特殊性が一橋の學問の傳統とその全の場合にはただその特殊性が一橋の學問の傳統とその全の場合にはただその特殊性が一橋の學問の傳統とその全の場合にはただその特殊性が一橋の學問の傳統とそのとする。

される人々の續出されることを期待できよう。特に有力な實業家で立法並びに法解釋學に多大の貢獻を教授・法曹家その他の實務家が輩出するようになろう。

Aの意味の一橋法學に對しては外部からかなり厳しい はならない。かつて孫田秀春博士と故岩田新博士とに對 はならない。かつて孫田秀春博士と故岩田新博士とに對 に出された批判をわれわれはここで再認識しよう。孫 に出されたときに批判が行われた。すなわち故末弘博士 に出されたときに批判が行われた。すなわち故末弘博士 に出されたときに批判が行われた。すなわち故末弘博士 に出されたときに批判が行われた。すなわち故末弘博士 はこれを法學協會雑誌五二卷一號に非常に辛辣な批判を 下した。それは孫田博士が民法理論の團體的修正という ことを甘く見過ぎていることと著者の展開した民法理論 の中にその成果が出ていないということにあった。

中に書いたのである。これに對して末弘博士は學問的に社會現象であって、それを平凡な對話としてその序文のおいて學問より先に事實上において修正の行われているしかし孫田博士がいわんとしているのは、日常生活に

ようとした意圖は首肯さるべきであろう。

て、いち早くそうしたものを周圍の事象の中から看取し解することが出來ない」とさえ述べている。この序文の解することが出來ない」とさえ述べている。この序文の解することが出來ない」とさえ述べている。この序文の解することが出來ない」とされば一體何を意味しているのかトント理感格な成果を期待していたのであって(例えばマックス・

くローマ法源について獨特の護方をしたことは原田氏のも亦かなり嚴しいものであった。 すなわちラテン語並びにローマ法に餘りものであった。 すなわちラテン語並びにローマ法に餘りものであった。 すなわちラテン語並びにローマ法に餘りものであった。 すなわちラテン語並びにローマ法に餘りものであった。 すなわちラテン語並びにローマ法に餘りものであった。 すなわちラテン語並びにローマ法に餘りものであった。 すなわちラテン語並びにローマ法に餘りものであった。 すなわちラテン語並びにローマ法に餘りものであった。 確かに自我心について原田氏は攻撃されたのであった。 確かに自我心について原田氏は攻撃されたのであった。 確かに自我心について獨特の護語を使用されている。恐らグローマ法源について獨特の護方をしたことは原田氏のグローマ法源について獨特の護方をしたことは原田氏のグローマ法源について獨特の護方をしたことは原田氏のグローマ法源について獨特の護方をしたことは原田氏の

の權威としてその地位が確立されたといえる。思っておられたことは、自分の研究の本筋について民法思っておられたことは、自分の研究の本筋について民法思っておられたことは、自分の研究の本筋について民法思っておられたことは、自分の研究の本筋について民法思っておられたことは、自分の研究の本筋について民法思っておられたことは、自分の研究の本筋について民法思っておられたといえる。

Bの意味の一橋法學が初めて明確にされたのは田中誠という言葉の意味が方法論的に明かにされたのとにおいて今まで莫然と使われていた商大法學もしくはる一橋講堂における公開講座の講演によってである。こる一橋法學という言葉の意味が方法論的に明かにされたのは田中誠である。

法をもって展開された制度理論による商法學を建設しつを認める。なお本學出身者たる米谷博士もその獨特の方おいてその特殊性を樹立せんとしたところに重要な意味が、商法學者たる田中誠二博士によって商法學の領域にが

つあることも注目すべきである。

_

える。 百合松「會社論」(明治四五年)と故上田貞次郎博士の ができる。この株式會社經濟論の著作として商學士兒林 ろんであるが、商學的にも經濟的の見地から取扱うこと 的事物から見れば、おのおのその一面をなしているとい は經濟學的に考察されるだけの違いである。しかし社會 とと、商法では規範的に考察されるのに對して、商學で の一部をなしているが、法學の一部門ではないというこ 重要な部分をなしているといえる。ただこの部分が商學 こへ包含されているのであって、就中商法の知識はその られていたからである。そうなれば當然法律の知識もそ 的な見地から商に必要な知識を集めたものと當初は考え れば商學の概念とその範圍が必ずしも明確でなく、實用 われわれは商學の性質から考察せねばならない。何とな 株式會社經濟論」(大正二年)がある。又こゝでわれわ 商法學關係の一橋學問の傳統の囘顧と反省に當っ 例えば株式會社は商法的に研究されることはもち

影響を與えていると見られる。ことができ、これが一橋法學の方法論に對しても多くの法律と經濟の關係についての當時の一端の考え方を知るを述べなければならない。何となればこの論爭を通してれは株式會社に關する上田・福田・關博士の論爭の經過

上田博士が株式會社の要件として、①株式制度、②重上田博士が株式會社の要件として、①株式制度、②有限責任を擧げたのに對し、福田博士は「右と法律上・形式上の問題と經濟上・實質上の問題とを混けれて当時主のである。從つてレーマンの説は株式會社を他の會社と對照し、その特色を明かにしよけれ式會社を他の會社と對照し、その特色を明かにしよければ基本資本は論ずるに及ばない」としている。上田博士の説は自らも認めておられるごとく、確かに法律上の問題と經濟上の問題とを混けたのに對し、福田博士は「右に大力をしたものである。從つてレーマンの要件の中、會社は大式會社の他質とは別個に經濟上の特色を鋭く指摘された點は注目すべきである。

この論爭は端なくも、株式會社企業についての法律論

園であった。このことは松波博士の著述「海法」(昭和四 義をされたときであり、東京大學は明治四○年以後この 問題を研究せんとする者の一半は法律から經濟學商學を 學名になったのである。つまり海法講座の元祖は一橋學 又海法なる名稱の初めて學校の科目となったのは、故松 とく、從って商法關係において必讀の参考書といえる。 また商學の加藤由作教授が海商法を擔當されたこともあ は商學を學ぶ者にとっても法學の知識は不可缺であり、 との交渉が非常に密接とされる。從って海商法において る。この一例は海商の領野であろう。こゝに商學士と雖 を經ねばならない。このことは今日においても同様であ 考察するか、經濟學商學から法律を考察するかの何れか 波博士が明治三四年東京高等商業學校専攻部において講 は商法學者によって屢々引用されていることは周知のど る位である。なお藤本教授および加藤教授の著書・論文 海商法ないし海法においては商法と他の商學關係の學問 も法的考察に長じていることを充分に示している。抑ェ と經濟論の關係を明らかにした。そして、一橋の學問 (例えば小町谷博士有井教授の海上保険法の著書論文)

橋 論 豪 第三十四卷 第四時

年現代法學全集一六卷一一頁)によって明かである。

Ξ

大學の過去において、商法の教授として蓋された一人本學の過去において、商法の教授として蓋された一人本學の過去において、商法の教授として蓋された一人本學の過去において、商法の教授として蓋された一人本學の過去において、商法の教授として盡された一人本學の過去において、商法の教授として盡された一人本學の過去において、商法の教授として盡された一人

取締役)のみならず、商學擔當の藤本・加藤兩教授によっ投の商法自治性試に付て、機關としての取締役と個人としての教授の論文(有價證券の概念に就て、伊太利司法大臣ロッコ教授の論文(有價證券の概念に就て、伊太利司法大臣ロッコ教設の論文(有價證券の概念に就て、伊太利司法大臣ロッコ教設の論文(有價證券の概念に就て、伊太利司法大臣ロッコ教会の商法自治性試験の研究」まず青山衆司博士還曆記念論文集「商法及保險の研究」まず青山衆司博士還曆記念論文集「商法及保險の研究」まず青山衆司博士還曆記念論文集「商法及保險の研究」

その考察を進める。それについては Leist の敍述に多く

品取引の簡易化の問題につき證券の有する任務目的から 係・不動産および動産の價値の Mobilisieren および物 て證券の及ぼす效用として資本調達方法・金錢取引の關 のではないであろう」とされる。そして經濟生活におい とすることは、概念構成の順序として甚だしく誤つたも し、これをもつて有價證券の法律的概念構成の基本原理 有價證券の法的特質・有價證券制度の合理的目的を研究 は正義によりて制約された範圍内において直接には經濟 うな注目すべきものがある。まず「法的制度は單に經濟 げた論文である。この中で採られている方法論は次のよ 生活において有價證券の任務目的を觀察しその手段たる 解される。有價證券の制度も亦同樣である。從って經濟 生活の目的に貢獻せんがために存在するものであると理 生活の上層建築とは考えない。しかし商法の多くの制度 の常盤元教授の論文(商事に闘する犯罪)も含まれている。 約款改正案に現われたる繼續約款)も發表され、さらに民法 て海上保険法の論文(海上保険法の特異性に就て、 本間先生は寡作であるが、その代表的なものは右に揚

と信ずる」とされる。

概念構成においてその選擇原理と解することは、十分そ概念構成においてその選擇原理と解することは、十分そを容易ならしめるためという目的をもって、有價證券の據っているように思われる。本間先生は結局「權利流通

に掲げた田中誠二博士の論文である。ときに、このような目的論的解釋の主張は先見的意義のときに、このような目的論的解釋の主張は先見的意義ら見れば當然のことかも知れないが、當時概念法學萬能ら見れば當然のことかも知れないが、當時概念法學萬能ら見れば當然のことかも知れないが、當時概念法學萬能ら見れば當然のことかも知れないが、當時概念法學萬能ら見れば當然のことかも知れないが、當時概念法學高的人類が表現。

先生の學位論文たる大著「船荷證券 免責條款論」(昭和れは一橋法學の方法論において劃期的なものであって、大法學の地位」(昭和一三年、一橋論叢一卷五號)であり、こに相當の修正削除を施された「商法學の近時の傾向と商感があるが、本稿に最も關係の深いものは、前掲の講演感があるが、本稿に最も關係の深いものは、前掲の講演感があるが、本稿に最も關係の深いものは、前掲の講演画中誠二先生の著書・論文に關しては枚擧に遑なしの田中誠二先生の著書・論文に關しては枚擧に遑なしの

理主義・概念主義ないし法實證主義特に成文法尊重主義 を舊派とし、自然法の再生ないし新自然法の再生ない し新自然法もしくは科學的自由探究という叫びがあり、 他方に利益法學という主張がある」とされ、前者に關し 他方に利益法學という主張がある」とされ、前者に關し でジェニーの學説を、後者についてはミュレル・エルツ でジェニーの學説を、後者についてはミュレル・エルツ にジェニーの學説を、後者についてはミュレル・エルツ の方に利益法學という主張がある」とされ、前者に關し を舊派とし、自然法の再生ないし新自然法の思想を基盤 を舊派とし、自然法の再生ないし新自然法の思想を基盤 を舊派とし、自然法の再生ないし新自然法の思想を基盤 を舊派とし、自然法の再生ないとす。 とする商法學という主張がある」とされ、前者に關し でジェニーの學説を、後者についてはミュレル・エルツ の方に利益法學という主張がある」とされ、前者に關し でジェニーの學説を、後者についてはミュレル・エルツ の方に利益法學という主張がある」とされ、前者に關し を舊派とし、自然法の再生ないし新自然法の思想を基盤 を舊派とし、自然法の再生ないし新自然法の思想を基盤 を舊派とし、自然法の再生ないし新自然法の思想を基盤 を一方に利益法學という主張がある」とされ、前者に關し でジェニーの學説を紹介されている。

ルに對立せるゴールトシュミットの學說と共に商法學にとのような法學の一般的傾向は、かの有名な「トエー

橋 論 叢 第三十四卷 第四號

把持と概念に基き新たな法則内容を發見すること、いわ 派の主張との差異はどのようなものかというと、「舊派 概念なりの關係している社會關係の實質に著目し、商法 れによる法規發見可能性ということよりはその論理なり 源としての法典のみの尊重等がこれである。これに對し ゆる法實證主義のうち、特に成文法尊重主義すなわち法 論理の一 の 究を高度に用い、 學におけると同じく鋭く觀察し、また史的・比較法的研 の規定している事實關係の社會的・經濟的地盤を自然科 て新派の主張は形式的な論理の一貫、 せしめるに至った」のである。商法學の新派の主張と舊 多大の影響を與えその新しき傾向を發生せしめ且つ確立 ることである。換言すれば利益法學的見地に立っていう の性質に適合している法すなわち新自然法を發見し、こ 場所における當該の商事法律關係に內在しその事物自然 學・社會學)の成果を利用することにより、その時代と 主張は論理主義すなわち嚴格な演えき推理による形式 に法的技術を適用加工して問題解決の實定法を發見す 貫 概念主義すなわち法學上の概念の一律性の 且つ補助科學(主として商業學・經濟 概念の一律性とこ

> 見し、成文法の明文に反しない限り(これを原則とする見し、成文法の明文に反しない限り(これを原則とする とを體の利益地位の考察に基きこれに適合する規範を發 と全體の利益地位の考察に基まこれに適合する規範を發 と全體の利益地位の考察に基まこれに適合する規範を發 と全體の利益地位の考察に基まこれに適合する規範を發 と全體の利益地位の考察に基まこれに適合する規範を發

「法學部の法學に比べ若干の特異性を有するものであを負擔するようになっているといっても過言ではなく」、類文化の進步とのために從來よりもはるかに重要な任務りも著しく有利の地位に立つと共に、商法學の發達と人以上のような傾向の下においては「商大法學は從來よ

されている。

授は商業學、經濟學ないし社會學の教授と同一の學部に るから、これを商法學の方面と豫想できないほど密なる 象である商事に關する事質關係に對する正確銳利な觀察 特に商業學については商科大學ほど、これを詳細な多く 適する規範の發見、ジェニーのいわゆる客觀的所與すな についても、助言や示唆を受け得るはずであるから、現 などの補助科學の成果を應用できると共に、商法學の對 並びに物的設備を利用し、商業學、經濟學ないし社會學 商科大學においては、他に比べて最も完備している人的 る大學は他に比を見ない」。從って商法學の研究に當り の部門に分けて研究をなし、且つ多くの研究者を置き得 おいて存在し、研究上の協力に便である立場にあるが、 學の方面の深遠かつ詳細な知識を授けられているのであ 講義及び指導においてこのような商業學、經濟學、社會 なり得るであろうと考える。學生の側より見るも平素の ッハのいわゆる全體の利益地位の考察が容易かつ確實に わち彼の考えに基く自然法の發見、ミュレル・エルツバ 時の商法學の方法の重點となっている事物自然の性質に

> 法律家を要求することは大である」とされている。 法律家を要求することは大である」とされている。 は、商事法の専門家としても高き評價を社會から認めらば、商事法の専門家としても高き評價を社會から認めらば、商事法の専門家としても高き評價を社會から認めらば、商事法の専門家としても高き評價を社會から認めらば、商事法の専門家としても高き評價を社會から認めらば、商事法の専門家としても高き評價を社會から認めらば、商事法の専門家としても高き評價を社會から認めらば、商事法の専門家としても高き評價を社會から認めらには商業學、經濟學に通じ、また商事の實際に通聴したには商業學、經濟學に通じ、また商事の實際に通聴したは、商事法の事門家とは大である」とされている。

「教授の例より見ると商科大學においては法學の教

ないからである。 限りは、われわれは inferiority complex を持つ必要はうな獨特といえないまでも、特色のある方法論を用いるこの論文は又一橋法學の矜持を高める。蓋し、このよ

形式的法規のみによつて判斷することより、漸次實質的つあることは否定出來ないのである。即ち、生活事象を所謂自由法論、利益法學乃至目的法學に重點が加はりつる。「近時、法學、殊に商法學が所謂概念的構成法學よりまた米谷博士も同樣の見解を次のごとく述べておられまた米谷博士も同樣の見解を次のごとく述べておられ

式的法規を賃質的所與に於ける構成的發現としての書か 結果、 しなければならね」(商法概論1營業法四頁以下)。 ば、 する學問であり、ロツコの所謂觀察科學(Scienza di れたる條理として、これを中心に實質的生活地盤を觀察 强調せられなければならぬ。今や法學、殊に商法學は形 もなく、新派の主張するが如く、社會的・經濟的地盤を みの重視ではなく、又法源の幾何學的推理のみの尊重で 意識的に一般の承認を有つてゐるのである。今日に於い 業經濟の學校に於いて、 osservazione)でなければならぬのである。果して然ら 識に轉囘しつつあるのである。このことは經濟の實用の 極度に觀察することによる事物自然の具體的秩序の法認 秩序に觀察を加へつつ、形式的構成たる法規を運用する 吾々は商法が社會的・經濟的地盤認識の溫床たる商 生成したる商法に於いて、その方法として、特に 法學自體が舊派の主張するが如く、概念的論理の 傾向的推移を辿りつつあることは無意識的に叉 取扱はるべき特別の意味を理解

tem des Unternehmungsrechts" (Hanseatischen Re-

著せしめておられる。 ゆる商公法を勞働法に追從するものとして社會法の衣を の世界に、從來から名稱はあったが概念のなかったいわ すますこれを明確化するとなし、商法と行政法との架橋 業法の擔當者は企業制度社會であり、企業の自主化はま 益へ方向づけられた社會性を有する制度とし、さらに企 利の主體でも客體でもなく、營利を理念とするが一般利 政法規を綜合し、しかも企業法の指導概念たる企業は權 民法に對する自主性を承認し、 るごこの序文において博士は、商法の營業概念をもって fahrtsrecht 6 Aufl. 1949 S. 19 に参考文獻として擧げられてい 著名な商法學者 Gierke (J. v.), Handelsrecht und Schiff-(これは昭和一二年に有變閣から出版されている。またドイツの chts-und Gerichts-Zeitschrift 1935 337 企業概念をもって商事行 Ħ がある。

れよりも商法もしくは企業法學者として近時その著作された。氏は別稿のどとく經濟法學者でもあったが、こった關係から始めから法と經濟の綜合を試みようと努力橋法學の推進者であるといえる。同博士は一橋學園に育このように見ると米谷博士は上述のすべての意味で一

方・傳統を反省する。 のれわれはこれを論評することによって一橋法學のあり理論」によって集大成されたと見ることができるから、よって、世間的にも有名になった。氏の説は「約款法の正論」(昭和二九年)が學士院賞を得たことに「約款法の理論」(昭和二九年)が學士院賞を得たことに

そ以上のものをすべて含んだ高次のものと理解される。 とする契約から企業の理念を實現する客觀的意思を基礎との綜合である。まず企業自體を約款の擔い手として出現させる。そしてこれを媒介として主觀的意思を基礎とのを展開させる。かようにして約款そのものは企業理ものを展開させる。かようにして約款そのものは企業理をのを展開させる。かようにして約款そのものは企業理をのを展開させる。かようにして約款そのものは企業理を変得するためには意思が必要であり、それが最低限度附合契約という形で現われる。そしてそこにまた「約款に據る契約」の多數性に基く制度現象がさらに展開される。このようにして意思・契約・附合契約もしくは規格のを獲得するためには意思が必要であり、それが最低限度附合契約という形で現われる。そしてそこにまた「約款に據る契約という形で現われる。そしてこの制度と表である。

> とって意義深いものといえる。 世の批判はともあれこのような一つの方法論的立場に徹 りて商法學の研究成果が世に問われたことは一橋法學にして商法學の研究成果が世に問われたことは一橋法學に して商法學の研究成果が世に問われたことは一橋法學に して商法學の研究成果が世に問われたことは一橋法學に して商法學の研究成果が世に問われたことは一橋法學に して商法學の研究成果が世に問われたことは一橋法學に して商法學の所究成果が世に問われたことは一橋法學に して商法學の所究成果が世に問われたことは一橋法學に して商法學の所究成果が世に問われたことは一橋法學に して商法學の所究成果が世に問われたことは一橋法學に して商法學の所究成果が世に問われたことは一橋法學に して商法學の所究成果が世に問われたことは一橋法學に

文を基礎として素描を試みる。
との書は未發表なので直接同博士より借用した論との學位論文たる「商號及商號權論」(昭和一八年)があたの意味の一橋法學の代表的著作として村上秀三郎博

て相當大部なものになろう。その結論の要旨は「未登記をがうかがわれる。その內容は商號制度論・商號權の本質・商號者よび經濟學などの補助科學にも通じておられることがうかがわれる。その內容は商號の歷史より 説き起し、意義・種類・商號使用に關する説明をもって第一章し、意義・種類・商號使用に關する説明をもって第一章し、意義・種類・商號使用に關する説明をもって第一章し、意義・種類・商號使用に關する説明をもって第一章とがうかがわれる。その內容は高號の歷史より 説き起い 意義・種類なる法理論的研究からなるものであり、經濟的觀察と精緻なる法理論的研究からなるものであり、經濟的觀察と精緻なる法理論的研究からなるものであり、經濟的觀察と精緻なる。

橋 論 叢 第三十四卷 第四號

ときはさらに排他専用權を獲得し、財産權的性格を帶有ときはさらに排他専用權を獲得し、財産權的性格を帶有とであるので獨自の說を立てたとはいえないけれども、じであるので獨自の說を立てたとはいえないけれども、との立論に當って豐富な文獻を引用し、殊にドイツの學その立論に當って豐富な文獻を引用し、殊にドイツの學とげた學問的意欲と勞力に對しては敬意を拂いうるである。難點はもちろんあろうが實務の傍らこれだけまとめる。難點はもちろんあろうが實務の傍らこれだ分記せられる

れが實施を企業に强いるが如きは許さるべきでないと同席法の規定を全く蹂躪した會計處理の方式を案出してこをに準據しなければならないことは當然である。從つてを言計」(昭和二五年)の序文において左のごとく述べてと會計」(昭和二五年)の序文において左のごとく述べてを會計」(昭和二五年)の序文において左のごとく述べてを會計」(昭和二五年)の序文において左のごとく述べてたの、企業が會計處理を行うに當つては商法のみなの商法改正に際して改正委員として活躍されたが、實務の商法の規定を全く蹂躪した會計處理の方式を案出してこ商法の規定を全く蹂躪した會計處理の方式を案出して、實務の商法の規定を全く蹂躪した會計處理の方式を案出して、實務の商法の規定を全く蹂躪した會計處理の方式を案出して、實務の商法の規定を全く蹂躪した會計處理の方式を案出して、實務の商法の規定を表し、

時に、商法の規定もまた社會の實情を無視することのなければならない。今や企業の擴大化と取引のしてやらなければならない。今や企業の擴大化と取引の時期に到達している。而してこれを樹立するためには、時期に到達している。而してこれを樹立するためには、時期に到達している。而してこれを樹立するためには、時期に到達している。而してこれを樹立するためには、時に、商法と他の法律及び實際の慣行との間に存するを指摘して、その解決を圖ることに努めた。」と。 を指摘して、その解決を圖ることに努めた。」と。

四

紹介されたところであるが、ここに再録する。述べている。これは昭和八年に田中誠二先生がいち早くュルフェルがコェルン商科大學教授在任中に次のようにろうか。この點に關し全般的にはドイツのヴェステンドー橋法學の特色として左の諸點を擧げうるのではなか

「これらの事實(商法學の新傾向のこと)を顧みると、

やドイツの法科大學の理論家の手中に存するのみではな とは何びとがこれを爭はんと欲するものであらうか? うな密接な接觸が法學の上に收穫多き影響を與え得るこ とを斷念して直接なる生活の眞實の探究にしひられる所 びつけることとなる所こそは商科大學である。それゆゑ あらゆる讓步をしてもドイツ法學の將來は判決の實務家 こそは商科大學である。現實生活の姉妹科學とのこのや に法學がちやうど法學的概念の天空に無益によぢ登ると 考察を商人に熟知せられた經濟的・技術的取引事實に結 際的要求が既にそれ自體として、法學教授がその法學的 交換ができる所こそは商科大學である。敎育の直接の實 經濟學並びに商業學の專門的代表者との直接活潑な思想 のやうな學部にも箱入として閉ぢ込められない法學が、 徹のための優れた學派をつくることとなるのである。ど 信じてゐるのにかかはらず、實は法の材料の目的論的透 ける法學教育はある方面では輕侮の冷笑で見下し得ると みられなかつた照明の下に出現する。すなはち商大にお ドイツ商科大學における法學教育は明るい且つ從來顧 商科大學もまた協力の任務を有することをいひ得る

であらう。商科大學もまた法學の生活眞實と生活價値とであらう。商科大學もまた法學の生活眞實と生活價値とであらう。商科大學もまた法學の生活眞實と生活價値とであらう。商科大學もまた法學の生活眞實と生活價値と

加藤正治博士は次のごとく述べておられる。また本學において三十有餘年間講師をしておられた故

院)。
院)。
院)。
院
院
院
院
の
の
に
に
の
と
お
の
の
に
の
と
に
の
に
の
と
に
の
に
と
に
の
に
の
と
に
の
に
と
に
の
と
に
の
と
に
の
と
に
、
と
に
、
と
に
、
と
に
、
と
に
、
と
に
、
と
に
、
と
に
と
お
り
、
た
う
り
、
と
に
、
と
さ
と
さ
と
さ
と
さ
と
さ
と
さ
と
さ
と
さ
と
さ
と
さ
と
さ
と
さ
と
さ
と
さ
さ
と
さ
さ
と
さ
さ
と
さ
さ
と
さ
さ
と
さ
さ
と
さ
さ
と
さ
さ
と
さ
さ
さ
と
さ
さ
さ
と
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ
さ

今は亡き博士のこの言をわれわれは肅として聽かねば

橋 論 叢 第三十四卷 第四號

的に採上げる價値があるか法學の立場に立って取捨選擇 は明かである。これらの補助科學の知識の中どれが法律 法學が成り立つのでもしこれを輕視すれば商學あるいは 濟學の知識がそのまま法律學の理論に同化し得ないこと 思考訓練に一番役立つからである。 を排斥すべきではない。何となれば概念法學こそ法學的 色に醉うことなく法學者として自ら嚴しく反省する必要 をせねばならない。從ってまず法學的立揚を明確に把握 所與」(昭和一八年一橋論叢八卷五號四五頁以下)と して 論 的素材になり得る社會的事物の把握を私はかつて「法の 會的事物を法學の對象とすることができる。 て概念法學を超えねばならない。その超えた所で初めて 法學に終始してはならないのであって、概念法學を通し があるのではなかろうか。この意味から徒らに概念法學 經濟學の知識の集積になってしまう。 する必要がある。これを强く意識することによって一橋 ならない。 採上げるときはかなり難しい問題を含む。 れわれは商業・經濟の知識をその分析に必要とする社 かしながらこのことは學問的に方法論とし ただわれわれは概念 われわれはこの特 商業學・經 かような法

的方法にあるといえる。比較法の中で英・獨・佛はいうに行われる。從って一橋法學の特色の一端はこの比較法社會的事物の條理の發見は比較法的方法によって有效

學問に著目し、これをできる限り忠實に咀嚼し、紹介し

を受けられたこと頗る大である。このようにイタリアのと親交あり、その著しいイタリアの特色ある法制および法は di diritto commerciale. 1928)を屢々引用される。米谷博は diritto commerciale. 1928)を屢々引用される。米谷博は diritto commerciale. 1928)を屢々引用される。米谷博と親交あり、その著 Diritto commerciale 1937 の影響をわが國に紹介されたのみならず、氏自身碩學モッサ學をわが國に紹介されたのみならず、氏自身碩學モッサ學をわが國に紹介されたのみならず、氏自身碩學モッサ學をわが國に紹介されたのみならず、氏自身碩學モッサ學をわが國に紹介されたのみならず、氏自身碩學モッサ學をわが國に紹介されたのみならず、氏自身碩學モッサ學をわが國に紹介されたのみならず、氏自身碩學モッサービスは「大学」と表示。

う。 ていることも青山博士以來の一橋法學の一特色といえよ

濟法への過程に進まねばならない。 (一橋大學教授) 療法への過程に進まねばならない。 (一橋大學教授) なに至った。われわれはこの企業を法學的に研究するに至った。われわれはこの企業を法學的に研究するに としてその履む道に自己批判を不斷に加えねばならない。 としてその履む道に自己批判を不斷に加えねばならない。 としてその履む道に自己批判を不斷に加えねばならない。 要するに商に必要な知識の一であった商法はその實用要するに商に必要な知識の一であった商法はその實用